

①：誰がつくる？

A：自分たちで作る

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
自宅用に買ったソフトを、職場のパソコンにもインストールしていいのでしょうか？  × 1. 自分や家族が買ったソフトは、職場のパソコンにもインストールしてよい ○ 2. 自宅用だから、職場など自宅以外のパソコンにインストールしてはいけない	ソフトウェア業者に怒られる。「市役所のパソコンで使う場合は市役所が購入してください！」	ソフトウェアをパソコンにインストールすることも「複製」となりますが、自宅用に購入したソフトウェアを自宅のパソコンだけにインストール場合には問題ありません。しかしその場合でも、「1台のパソコンだけにインストールすること」などの条件がありますので、自宅と職場両方のパソコンにインストールすることはできません。

発問例	発問に対する解答例	対象
このホームページは、何の目的のためのものですか？	例1：市民文化祭に多くの観客が集まるようにPRするため 例2：市民文化祭に出演する人やボランティアとして参加する人を募集するため	高校向け
複数のパソコンにインストールしてもよいソフトはどのようなソフトですか？	例1：ソフトウェア業者と、複数のパソコンにインストールしてもよい契約を結んでいる場合。 例2：著作権フリーのソフト	中学・高校向け
友人から借りたゲームソフトを、自分のパソコンにインストールしてもよいでしょうか？	友人から借りたゲームソフトであっても、勝手にインストールしてはいけません。	高校向け

①：誰がつくる？

B：ホームページ制作会社に委託

クイズ	間違えるところなことに・・・	クイズの解説
市役所のホームページのために描いてもらったイラストを、チラシや広報誌にも掲載していいのでしょうか？  ○ 1. 制作会社に複製の許可を得ていればよい × 2. ホームページは市役所のものなのだから、自由に利用してよい	制作会社の人に怒られる。 「ホームページ以外に使う場合は連絡してくださいよ。」	ホームページのために描いてもらったイラストは、ホームページ以外には使えません。チラシや広報誌など別の目的で利用する場合は、改めて著作権者の許諾を得る必要があります。 今回のように、イラストの制作などを業者に依頼するときは、利用方法について事前に取り決めるようにしましょう。

発問例	発問に対する解答例	対象
このホームページは、何の目的のためのものですか？	例1：市民文化祭に多くの観客が集まるようにPRするため 例2：市民文化祭に出演する人やボランティアとして参加する人を募集するため	高校向け
複数のパソコンにインストールしてもよいソフトはどのようなソフトですか？	例1：ソフトウェア業者と、複数のパソコンにインストールしてもよい契約を結んでいる場合。 例2：著作権フリーのソフト	中学・高校向け 発展版
では、制作会社は、市役所のホームページのために描いたイラストを他のホームページに利用してもよいのでしょうか？	他で利用しないよう市役所と契約していなければ利用しても違法ではないですが、マナーとして、伝えておくのがよいでしょう。	中学・高校向け
名刺にイラストを印刷してもよいのでしょうか？	名刺は多くの人に配られるので、印刷するには制作会社の許諾が必要です。	高校向け

②：写真の選択

A：カメラマンに撮影してもらう

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
文化祭のWebサイトのためにカメラマンが撮影した先生の写真のデータを、先生本人のホームページに掲載させてもいいのでしょうか？ ○ 1. カメラマンが許可すれば、OK × 2. 作太郎が頼んで撮影してもらった写真なので、勝手にあげてOK	カメラマンに怒られる。 「文化祭のWebサイト以外に使う場合は連絡してくださいよ。」	写真も著作物なので、カメラマンなど写真を撮影した人に許諾を得なければ写真を使用できません。 撮影を頼んだ作太郎たちはWEBサイトに掲載することはできますが、他人に使わせることまで許されているわけではないのです。許可をもらった目的以外で利用する場合は、改めて許諾を得る必要があります。

発問例	発問に対する解答例	対象
作太郎にことわれば、B先生は自分の写真をホームページに掲載できますか？	できません。 作太郎や市役所ではなく、カメラマンの許諾が必要です。	中学・高校向け
B先生のホームページから文化祭のホームページ内の写真へ直接リンクを張ることはできますか？	リンクを張るだけであれば問題ありません。	高校向け

②：写真の選択

B：自分で撮影する

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
<p>作太郎が文化祭のWebサイト用に撮影した写真の著作権は誰のものになるのでしょうか？</p> <p>× 1. 撮影した作太郎個人のもの ○ 2. 市役所のもの</p>	<p>上司からアドバイスを受ける。 「文化君だけの判断で勝手にあげるのはいかんよ」</p>	<p>市役所や会社などの業務の中で作られた著作物については、作った本人ではなく市役所や会社が「著作者」となり著作権をもつことがあります。市役所や会社の意思に基づくものであり、職員等が職務上作成したものであり、かつ、市役所等の名義で公表する場合があります。</p>

発問例	発問に対する解答例	対象
<p>作太郎にことわれば、先生は自分の写真をホームページに掲載できますか？</p>	<p>できます。 作太郎の許諾＝市役所の許諾とみなすことができます。</p>	<p>中学・高校向け</p>
<p>作太郎の個人的なブログに、写真を掲載できますか？</p>	<p>写真の著作権は市役所のものなのでできません。</p>	<p>中学・高校向け</p>

③：動画や地図の掲載

A：動画を載せよう

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
<p>インターネット上に違法にアップロードされている動画を違法配信と知りながら無断でダウンロードしてもいいのでしょうか？</p> <p>× 1. 個人的に見るためだけならよい ○ 2. 個人的に見るためであっても、ダウンロードしてはいけない</p>	<p>アーティストが悲しむ。 「苦労して作った音楽が売れなくて困るよ・・・」</p>	<p>インターネット上で違法な動画や音楽などが多数無断で配信されていることが問題になっていますが、このような違法配信が広まると、映像や音楽を作る会社が大きな経済的損害を受け、作る人たちの創作意欲の低下を招き、よい作品が減り、結局は日本の文化の衰退を招くことにつながります。 ですので、違法配信されている動画などを、個人的な利用であってもダウンロードしてはいけないのです。</p>

発問例	発問に対する解答例	対象
<p>音楽なら、ダウンロードしてもいいですか。</p>	<p>動画同様、ダウンロードしてはいけません。 (※「映画コンテスト」の巻 ③音楽素材を集めよう A:インターネットでダウンロード参照)</p>	<p>中学・高校向け</p>

③：動画や地図の掲載

B：地図を載せよう

クイズ	間違えるとこんなことに・・・	クイズの解説
地図を加工・改変して、インターネットで公開していいのでしょうか？ × 1. 地図を加工・改変してインターネットで公開してもよい ○ 2. 加工・改変することについて、地図を作った人（著作者）の許可が必要	地図の作者に怒られる。 「観光協会の地図は街のために苦勞して作ったものなんです！勝手に作り変えないでください！」	”著作物”というと小説や音楽、絵画、映画などが思い浮かびますが、地図や図形も”著作物”です。よって、他人が作った地図を加工して利用する場合には、地図を作った人から許諾を得なければなりません。

発問例	発問に対する解答例	対象
地図は地形などをありのままに示したもので、著作物ではないようにも思えます。本当に著作権を主張できると思いますか？	学術的な価値があり、なおかつ見やすさなどの創意工夫があるので、地図にも著作権が発生するのです。	高校向け